別表第１（第６条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実態 | 提出書類 | 調査内容 | 課税保留の始期 |
| ①納税義務者所在不明により当該車両が確認できないもの | 不要（職権） | 納税義務者及び当該軽自動車等の所在について実地調査、近隣者等の事情聴取又は関係市町村に対する照会等、各種調査を行う。 | 車検のある車両については、車検証の有効期限満了日の翌年度以降。  車検のない車両については用途廃止の事実が確認された年度の翌年度以降 |
| ②解体・滅失（災害等によるもの）により現存しない場合。又は損壊等によって、軽自動車の機能を失した場合 | 解体については解体証明書（自動車リサイクルシステムにより確認できるばあいは不要）、滅失については関係官公署の証明書等 | 納税義務者及び当該軽自動車等の所在について実地調査、近隣者等の事情聴取又は売り主に対する照会等、各種調査を行う。 | 解体は解体日、滅失等は事実が確認された年度の翌年度以降 |
| ③盗難により納税義務者が占有していないもの | 警察署へ届け出た盗難届の写し又はその受理番号 | 盗難届の写しがない場合は届け出警察署にその事実の確認を行う。 | 盗難にあった日の属する年度の翌年度以降 |
| ④軽自動車を他に移転登録することなく譲渡し、登録上の所有者が当該軽自動車等を現に有していないもの | 売買契約書等の転売を証する書面又は軽自動車等の所在が不明になった原因及び経過に関する申立書 | 納税義務者及び当該軽自動車等の所在について実地調査、近隣者等の事情聴取又は売り主に対する照会等、各種調査を行う。 | 車検のある車両については、車検証の有効期限満了日の翌年度以降  車検のない車両については用途廃止の事実が確認された年度の翌年度以降 |